

【別 紙】

令和4年8月15日
豊島区高齢者福祉課

東京都主任介護支援専門員更新研修にかかる豊島区受講者推薦基準について

東京都主任介護支援専門員更新研修実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1437号（以下「都実施要綱」という。）に基づき、その事業目的および対象要件に沿って豊島区（以下「区」という。）が研修受講者として適切であると認め、東京都（以下「都」という。）へ推薦するための基準を定め、区内介護サービス事業者に周知する。

1 推薦基準

都実施要綱 3 対象者（3）主任介護支援専門員としての資質向上要件 オ
「その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者」とは、「やむを得ない事情（病気・出産・育児、介護）により病気休暇または産前産後休暇及び育児休暇、並びに介護休暇等を取得したため、3 対象者（3）主任介護支援専門員としての資質向上要件 アにおいて、当該期間の属する年度を除き、毎年度4回以上研修等に参加している者」とする。

2 提出書類

上記要件に該当する者は、該当事由による休暇または休業期間に関する証明書を提出すること。

この基準は、令和4年8月1日から適用する。